

第5回 PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する検討委員会 議事録

【日 時】平成18年2月7日(火) 10:00 - 12:00

【議事・報告概要】

< 市民意見と回答案について >

- 事務局 市民意見に関しては、アドバイザー、弁護士、民間企業、自治体など10名の方から約60件の意見があった。この意見を踏まえて、最終報告書にどのように反映するのか、ご検討頂きたい。
- 宮本委員長 意見に対する対応の結果については、最終報告書本文の付録として取り扱いたい。分りやすくするため、意見の趣旨を要約し、対応結果と合わせて一覧として出すこととしたい。できる限り対応したいが、時間的制約もあることから、仙台市を含め国や他自治体など関係機関による今後の検討に委ねざるをえない箇所もあろうかと思う。
- 佐藤委員 国家賠償法とPFIの関係に関する意見があるが、当職の知る限り、現在、最高裁において同法とPFIの関係を明確化した判例が見当たらず、この最終報告書において、将来の最高裁の判断を予測して記述し公表するのは、最終報告書の守備範囲外のことであり適切ではないと考える。最終報告書の記述については、まず事業者が一義的に被害者への賠償を行い、その後に事業者と公共側での求償関係を協議するという整理で、契約書への条文規定の仕方を提言する、という現在の中間報告書内容が適切ではないだろうか。
- 宮本委員長 その他の市民意見についても、寄せられた内容を十分吟味し、委員会としてどのようにコメントすべきか、最終報告書検討の作業とあわせて、今後整理していくこととしたい。

< 最終報告書の検討について >

- 宮本委員長 最終報告書では、「はじめに」の項において、本委員会とスポパーク松森事故の位置づけ、市民意見の取り扱い、行政責任の明確化などを明記し、このような基本認識を前提に議論を行った旨を加筆したい。また、スポパーク松森事故の事実関係について、公表資料等で確認できている範囲でもう少し詳細に記述する。
- 金谷委員 「施工者のモラルハザードを防ぐ仕組みや工夫が、契約の前提として必要となる。」という記述があるが、具体的にどのようなものが想定しにくい。このため、実務的視点から安全性確保上のモラルハザード防止の工夫例を記述すべきである。

美原委員 全体の構成についてだが、類似の趣旨で記述が重複しているところは、最後の段階で調整することとしたい。また、市民意見を踏まえ、記述内容の調整を行う必要もある。なお、現状においては、リスクワークショップや保険付保などについて、考え方や手順など具体的に記述し、提言項目についてもわかり易いよう詳細な記述とした方がよい。そのためにも、イメージ図を活用することも一案である。

宮本委員長 補論やイメージ図については、作成者のオリジナリティを尊重し、執筆者名を記してとりまとめることとしたい。また、最終報告公表後は、市民意見の要旨と委員会からの回答内容についての問合せや、最終報告に対する質問も想定される。従って、最終報告書あるいは市のホームページなどに、「意見をお寄せ下さい」という趣旨の一文を加えるなど、事務局で適切に対応してもらいたい。寄せられた意見は、市が今後PFIを運用する際に、参考となる貴重な情報になるであろう。

<今後の進め方について>

宮本委員長 事務局にて、本日の議論も反映した最終報告書案を作成し、それをもとに緊密な打ち合わせを行いながら完成させていきたい。スケジュールが非常に厳しく、委員および事務局には多大な負担をおかけするがよろしく願いたい。